

#### 第四號議案 臨時雇傭制度廢止要求の件

評議員會提出

八

##### 決議

我等は労働搾取の一方方法たる臨時雇傭制度の廢止を要求す

##### 理由

従來行はれ來つた臨時雇傭制度は、近來軍需インフレ、輸出インフレの波に乗じ、益々其の擴大を見るに至つた。今日資本家側がかかる悪制度を利用する所以のものは

- 1、いつにても解雇することが自由なること
- 2、賃銀の低廉なること
- 3、退職手當、勤続手當等の負擔を免れること
- 4、健康保險の被保險者より除外し得ること

等の利便あるためであつて、労働搾取の最も危険なる一方方法と云ふべきである。而して現今實際に行はれてゐる此の悪制度は

- (イ)臨時工—一定期間を限つて雇傭し、必要の際は再雇傭す
- (ロ)特別臨時工—特定の作業のみに限つて使用すると稱し、短期間の雇傭
- (ハ)人夫名義による臨時工—一定の熟練工を人夫名義を以て雇傭し、事實上は數年も繼續して使用して居る

等であつて、今日此の悪制度は臨時工共のものの失業不安、労働條件の劣悪なるのみならず、引いて一般常傭労働者の待遇を著しく低下せしむるの素因たるものである

##### 實行方法

政府に對し其の禁止を要請すると共に、此の制度を採用しつゝある資本家に向つて嚴重に其の廢止を要求すること

#### 第五號議案 軍需品工場統制に關する件

全國労働組合同盟提出

##### 主文

軍需品工場に對しては左記要項の統制を實施す

- 一、八時間労働制を確立すること
- 一、最低賃銀制度を實施すること
- 一、臨時工を速やかに本工とすること
- 一、熟練労働者を保持すること
- 一、工場委員會制度を設けること
- 一、利益配分制度を設けること

昭和八年度の軍事費は總額八億五千萬圓、昭和九年度の軍事費は、總額九億三千七百萬圓。此の中の幾許が民間工場に落ち

九